

## 商品概要説明書

令和元年5月1日現在適用中

1. 商品名 (愛称)	・納税準備預金 (愛称：税達者)
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期 間	・特に期間の定めはありません
4. 預 入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	・随時預け入れできます ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・原則として預金者等の租税納付にあてる場合に払い戻します
6. 利 息 ①適用金利 ②利払頻度 ③計算方法  ④税金	変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します ・毎年2月と8月の当金庫所定の日に支払います ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算 ・非課税 但し、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、以下のとおり20%の税金がかかります ・個人：源泉分離課税 (国税15%・地方税5%) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります ・法人：総合課税
7. 手 数 料	_____
8. 付加できる特約事項	_____
9. 中途解約時の取扱い	_____
10. 金利情報について	・店頭窓口にお問合せください
11. 苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談所(9時～17時、058-265-1151)で受付けています 紛争解決措置 東京弁護士会(03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談所または全国しんきん相談所(9時～17時、03-3517-5825)にお申し出ください また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談所もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください
12. その他参考となる事項	・利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、課税されます ・租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算します ・本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます